

2020年5月8日
株式会社 三陽商会

RMB Japan Opportunities Fund, LP による申立てについて

本日、RMB Japan Opportunities Fund, LP（以下「RMB」）よりファックスを受領し、当社の株主名簿閲覧謄写請求に関する仮処分を東京地裁に申し立てたとの連絡がありました。

当社は株主様による権利行使は大変重要なものと理解しており、このような権利行使のあった場合は迅速に対応してきております。本件については、RMBの代理人と称される閲覧謄写希望者よりご請求を頂いておりますが、その請求対象には株主様の個人情報を含む株主名簿だけでなく、会計帳簿や契約書及びその他会計書類の一切等も含まれているため、株主様や当社の重要な秘密情報が請求対象となっております。そのため、閲覧謄写希望者が真にRMBの権利を代理しているか、顧問弁護士とも相談しながら必要書類のご準備のお願いをしてきました。

当社としては、必要書類の提出が完了すれば、速やかに株主名簿の閲覧謄写を認めることをお伝えしてきている中、突然、仮処分を申し立てられたことに戸惑っております。大変遺憾ではありますが、当社としては引き続き株主様の権利について最大限尊重し、誠意をもって対処する所存です。

以上